

2006（平成18）年3月28日  
放送と人権等権利に関する委員会決定第28号

## 権利侵害申立てに関する委員会決定

放送と人権等権利に関する委員会[BRC]  
委員長 飽戸 弘

申立人 A  
被申立人 関西テレビ放送株式会社

### ・申立てに至る経緯

対象となった放送番組

関西テレビ トークバラエティー番組「たかじん胸いっぱい」

放送時間

2005年6月25日 午後0時～午後1時

サブタイトル「知られざる結婚生活5か月に迫る！！」

「検証 B 離婚寸前報道の真実とウソ！！」

2005年7月 9日 午後0時～午後1時

サブタイトル「芸能界サミット」

本件番組は、タレントのやしきたかじんが司会し、落語家など数名のゲストが出演している昼の時間帯のトークバラエティー番組である。

6月放送の番組には、申立人の当時の妻のタレントB氏がゲスト出演し、結婚生活等について赤裸々に語った。

7月放送の番組には、B氏は出演しなかったが、出演者たちが先の番組におけるB氏の発言にもとづいて、トークを繰り広げた。

申立人は、2005年1月にB氏と結婚し同年8月に離婚したが、上記番組によって申立人の名誉及びプライバシーが著しく侵害されたとして、同年9月21日関西テレビに文書で抗議し、取り消しと謝罪放送を求めた。

これに対し、関西テレビは同年10月14日申立人側の要求には一切応じない旨を回答した。

当事者同士の交渉が不調に終わったことを受けて、申立人は同年11月30日付けで「権利侵害申立書」をBRCに提出した。

## ・ 申立人の申立ての要旨

### 1．トークバラエティー番組と人格権について

本件各番組は、申立人の人格や言動を否定し、申立人を侮辱・愚弄する内容で、さらにこの放送内容が広範囲に流布したことにより、申立人は極めて大きく回復困難な精神的苦痛を受けた。

被申立人は、本件番組はトークバラエティー番組で、絶えず相手方への反面取材や承諾等が必要と位置づけるのは困難であると主張している。

しかし、仮にそうであったとしても、トークバラエティー番組においては他人の名誉やプライバシー権を侵害してもやむを得ないということにはならない。

申立人は、当方に対する反面取材や当方の承諾を得なかったことを問題としているのではなく、申立人の人格や言動を否定し、申立人を侮辱・愚弄する人身攻撃発言が放送されたことを問題としているのである。

なお、申立人に対する人身攻撃発言をしたB氏の責任と、これを放送した被申立人の放送事業者としての責任は、民法、放送法の趣旨を勘案すれば別個独立に検討されるべきものと思料される。

### 2．人格権・プライバシーの侵害について

本件番組における出演者B氏は、当時夫だった申立人の容姿や疾病、家庭内での振舞い、経済状態、異性関係等について赤裸々に語っているが、いずれも申立人の社会的評価を低下させるに十二分に足るものであり、申立人の名誉を著しく毀損し、かつ申立人を侮辱する内容のものであることは明白である。

また同時に、申立人とB氏との夫婦間の私生活上の出来事やトラブルについても触れられているが、これらは申立人のプライバシー権を著しく侵害する内容のものである。

また、本件番組におけるB氏等の各発言は、いずれも、公共の利害に関する事実にかかるものと認めることは到底できず、かつ、専ら公益を図る目的で放送されたものと認めることも到底出来ない。本件番組には公共性・公益性は全くなく、番組内容は多数人の単なる好奇心の対象にしかすぎない。

さらに、本件番組は録画番組であり、出演者等の発言は生放送番組において出演者が制作者の意図しない発言をしてしまい偶発的に放送されてしまったものではなく、

制作者が編集した上で放送されたものである。

なお、申立人は芸能人ではなく、公務員でも公職選挙法の候補者でもなく、全くの一人である。

## ．被申立人の答弁の要旨

### 1．トークバラエティー番組と人格権について

本件番組は、ゲストとして出演したタレントのB氏が自らの婚姻生活を語ったトークバラエティー番組である。

そもそもトークバラエティー番組は、報道番組とその目的、番組作成も異なるものであり、番組作成上、絶えず相手方への反面取材、承諾等が必要な番組形態ではないと思われる。

この種の番組であっても、ゲストの芸能人が婚姻生活の破綻に際して一方的に離婚を断定的に述べるのは、もはや夫婦間のコントロールが不可能であることから、慎重な配慮が必要であるとも考えられる。

しかし、ゲスト発言の自由を確保し、番組制作の自由を確保するために、いつも反面取材等が必要とすれば、かえってエンターテインメント性が損なわれ、自由闊達な番組作りが阻害されることとなるはずである。

また、トークバラエティー番組とはいえ、その編集に当たっては出演ゲストの発言を充分尊重することが求められている。収録番組であるからといってその発言を修正することは、ゲストの発言を確保するといった、表現の自由、反論の自由を封殺することになるのであって、本人が自ら発言し、その後放送に同意している以上、その調整は困難と言わざるを得ない。

### 2．人格権・プライバシーの侵害について

本件番組におけるB氏の発言は、婚姻の一方当事者であるB氏が自ら体験又は伝聞した事実として発言したものであり、番組制作者又はパーソナリティの誘導や誤導、恣意的なリードは一切ないものである。

番組において申立人との離婚を否定しているB氏は、芸能人・女優としての演技力もさることながら、いわば「歯に衣着せぬ発言」を売り物として視聴者に受け入れられており、当該番組におけるB発言は、セレブ婚と騒がせた両当事者の婚姻生活についての実情を、いわば「おのろけ」として表現しているものと理解することが可能である。

また、申立人についてもB氏は「愛すべきキャラ」として語っており、全体的な考

察としては、そもそも申立人の名誉を毀損するものとは言い難いというべきである。

また、夫婦の一方が芸能人であり、他方も結婚生活をいわばバラエティー番組に提供し、視聴者に関心を持たせた当事者であるならば、なおさら本人の承諾がないことをもって、プライバシー違反を論じるべき事例ではないというべきである。

また、B氏と申立人の婚姻生活は、セレブ婚と呼ばれて一般人の関心を呼んでおり、公益性や公共性を有する事柄であると考えられる。

「私人」を主張される申立人は、芸能人の配偶者として自ら私生活の様子をバラエティー番組に提供したり、マスメディアを通じて自らの主張や反論を披露しており、その意味で「公人」であるというべきである。

## ．委員会の判断

### 1．トークバラエティー番組と人格権

報道番組が事実の正確性、真実性が重要であるのに対して、トークバラエティー番組は主として出演者の即興的で巧みな話法により視聴者に楽しみを提供することを主眼とするものである。したがって番組において事実を扱う場合にも、その事実をあるがままに伝達することに意を用いるというよりは、フィクションを混入させたり、あるいは脚色を加え、皮肉や揶揄などの手法を用いることによって視聴者にできるだけ面白く見せる工夫がこらされる。いわば虚実をとり混ぜた構成によって、視聴者の興味と関心にこたえようとする性格がある。

そのような性格上、ときには番組の中で対象として取り上げた人物の弱点に触れたり、プライバシーの暴露が行われることもある。

報道番組とは違い、そのようなことがあったからといって、直ちに人権やプライバシーの侵害として法的、道義的責任を負わされるわけではない。むしろ健全な娯楽を求める視聴者の要求に沿い、その生活に潤いを与えるものとしてトークバラエティー番組の存在意義は大きく、これを健全に発展させることはメディアの重要な役割のひとつとして期待されているところでもある。

したがって、トークバラエティー番組が特定の人間の言動を取り上げた場合、その内容がその人間の名誉を毀損しているかどうか、あるいは違法にプライバシーを侵害しているかどうかについて判断するにあたっては、真実性を旨とする報道番組と同一に論じることはできず、一般にその許容される限度はより広いものといって差し支えないであろう。

委員会は上記のような相違に考慮を払いつつ、本件において「許容限度」を超えた違法性、不当性があるかどうかについて慎重な検討を加えた。

## 2. 具体的考察

### (1) B氏の性格と申立人の立場について

B氏は、トークバラエティー番組において、自己暴露によって視聴者の関心を引き、私生活をあけすけに語るキャラクターを演じることを得意とするタレントであることは周知の事実であった。

申立人は、そのことについて一定の認識を持ちつつB氏との結婚に踏み切り、そうなればある程度二人の生活の一部が暴露される可能性もあることを予期してしかるべき立場にあったものと考えられる。そして取材、放送を事前に承諾していたかどうかは別として、昨年1月に行われた結婚パーティーの様子が放送された際にも当該メディアに対し異議を申し立てた事実が認められないし、結婚後の週刊誌等による二人の私生活にわたる数多くの報道についても同様であった。

その意味で申立人が芸能人であったり、公職についているなどの典型的な公人という立場になかったにしても、必ずしも一般の私人とは言い切れないことも事実である。

### (2) 本件番組における申立人の私生活の暴露

当委員会は上記の認識を前提にして、申立書が指摘するB氏の発言について総合的に検討したが、結論として、本件放送の内容は申立人の社会的評価を低下させ、侵すことが許されないプライバシーを暴露したものであることは明らかであるとの判断に達した。そこまで暴露することが「おのろけ」の類であるとの被申立人の弁明は、放送の時点がいまだ現実的に離婚の危機が顕在化していない時期のことであったとしても、とうてい同意することはできない。

まず、当委員会は、本件におけるこのような一連の発言が、本件放送がトークバラエティー番組であり、対象となった申立人において、独特のキャラクターを持つタレントと自発的に結婚したとしてもなお許容、受忍しなければならない限度を超えているかどうかについて検討した。

(ちなみに、受忍限度を検討するにあたり、当委員会は一般的な基準を定立することは求められていない)

具体的な見地から検討するにあたって、一般には視聴者が持っているであろう感性を前提にすることが必要であるが、少なくとも、本件放送においては、申立人の持っている疾病とか行状についてB氏は、「歯槽膿漏で口が臭い」、「手をつないでやらないと大の用が足せない」、「婚姻直前のころ、自宅に女性の生理用品が残されており、それをわざわざその女性のところまで届けた」、などと発言し、さらに夫婦の性生活にまで具体的に踏み込んで、真実であるかどうかはともかくとして、相手方である申立人の私生活を必要以上に暴露し、揶揄しているものと認められる。

これらの発言は、笑いでは済まされない名誉の侵害、私生活の暴露にあたり、そ

れがどのような立場である人についてであれ、受忍の限度を超えているといわざるを得ない。

### (3) 被申立人の責任

次に、このような私生活の暴露による、申立人の名誉、プライバシーを侵害する内容の番組を制作し、放送した被申立人の責任について検討する。

本件は生番組ではなく、したがって偶発的に放送されてしまったというものではない。(その場合にも企画担当者、パーソナリティの責任が問題になる場合がある) 本件は、制作スタッフとしては、収録したあと、その内容が放送に適するかどうか、どの部分を放送し、どの部分を削除すべきかを検討する上での十分な時間的余裕があったと思われるケースである。したがって実際に放送された内容自体から、被申立人が放送が許される限度についてなした判断の当否を検討すれば足りる。

被申立人はB氏の発言の一部については口の辺りにマル秘マークをつけて音声を消しているが(そのこと自体、申立人に関してもっとひどい発言があったと視聴者の想像をかき立てる効果もあったと思われるが、そのことはさておき) その余の部分についてはそのまま放送したことから見ると被申立人が放送の適否についてそのような判断を全く行わなかったわけではなく、被申立人なりにそれらの発言が申立人の受忍できる範囲と判断したものと考えられる。

そこでその判断は妥当であったかが検討されなければならないのであるが、その判断が適切を欠いたものであったことはすでに述べたとおりである。

被申立人は、再答弁書において、放送に関し、B氏の承諾を得ているとの弁明をしているが、そのことが申立人との関係における違法性の阻却理由としてどのような意味があるのか、了解に苦しむ。

また、被申立人は、収録に際して司会者等がことさら誘導したのも、リードしたのもないというが、そのことは編集上の問題としては本件の違法性とは関係がない主張であり、上記の判断を左右するものではない。

トークバラエティー番組を健全に育成し、人間社会のよき潤滑油として機能させていくという観点から見れば、本件番組の内容は、視聴者の心にひそむ低俗なぞき趣味に安易に迎合したものであるべきで、その結果、申立人の人格を傷つける結果を招いたと判断する。

当然のことながら、これらの暴露が公共の利害にかかわり、公益目的に発しているとみなす余地はなく、伝えられた内容の真実性、相当性を検討するまでもなく申立人の名誉、プライバシーを侵害していることは明らかである。

このような放送を企画、放送することは、トークバラエティー番組の存在意義を自壊させ、その健全な発展をメディア自身が損う危険をはらんでいるといわざるを得ない。

### 3 . 結論と措置

本件放送は、トークバラエティー番組であったことを考慮してもなお違法、不当に申立人の名誉、プライバシーを侵害したものである。したがって、本来ならば、具体的な謝罪放送をなすべきところ、内容において著しくプライバシーを侵害していることから、具体的に謝罪するとすればかえって申立人の受けた精神的損害を増幅することになりかねないので、必ずしも適当とは考えられない。

それゆえ、被申立人に対しては、本件において侵害されたプライバシーそのものに具体的に触れることのないように配慮しつつ、本決定の趣旨をできるかぎり正確に放送し、かつ今後このようなことのないよう、企画、編集の体制を整えるよう勧告する。

## ・審理経過

審理経過は下記の通りである。

年 月 日	審 理 内 容
2005.11.30	申立人から「権利侵害申立書」FAXで届く
12. 2	関西テレビに苦情連絡票を送付、対応状況の報告要請
12.13	関西テレビから「経過対応報告書」「放送済みVTR」を受理
12.20	第107回委員会 審理開始を決定
12.22	申立人から「権利侵害申立書(正本)」を受理、これを 関西テレビに送付し「答弁書」を要請
2006. 1.13	関西テレビから「答弁書」を受理、これを申立人に送付し、 「反論書」を要請
1.17	第108回委員会 審理
1.26	申立人から「反論書」を受理、これを関西テレビに送付し、 「再答弁書」を要請
2.15	関西テレビから「再答弁書」受理、これを申立人に送付
2.21	第109回委員会で審理 起草委員を選任
3. 6	起草委員会を開催
3.14	第110回委員会 ヒアリングと審理 委員会決定(草案)を了承
3.24	持ち回り委員会で委員会決定(案)を了承
3.28	委員会決定 通知・公表